

## 生駒市市民自治検討委員会第2回広報広聴部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただ今から生駒市市民自治検討委員会第2回広報広聴部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。

<部会長>

おはようございます。次第によりまして、条例の見直し、情報共有・公開、情報共有制度、情報への権利の諸項目についてご議論いただく形で進めていきたいと思えます。その前に、ご確認いただきたいことは、ここで検討することは、各項目に対して文脈とキーワードを確認するというところで、条文そのものの細かい部分は次のステップで検討しますので、文案まで踏み込まない形で進めていきたいと思えます。

それでは、条例の見直しにいきたいと思えます。

<事務局>

案件1の当部会の検討事項についてでございます。

事前送付いたしております生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第2回）検討資料をお願いいたします。

6月27日の第1回部会に引き続き、それぞれの項目ごとに、先進7市町の条例を比較いただきながら、先ずこの見出し項目が生駒市として必要かどうかを検討いただき、必要であるとなった場合、生駒市としての考え方について、条例化の際の想定案文の例示をもとに、事務局案として提案させていただいています各項目ごとの考え方、いわゆる基本構想の案をベースに御議論いただきたいと考えております。それでは、ただいま申し上げました各市町の条例を参考にした生駒市としての考え方の例示に基

づく太字のゴシック体の基本構想案につきまして、本日は、(1)の条例の見直し、(2)の情報共有・公開、(3)の情報共有制度、(4)の情報への権利の4項目につきまして、事務局によります各項目の朗読後、順次御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

案件1の当部会の検討事項についての説明は以上でございます。

## (1) 条例の見直し

<事務局> 検討資料読み上げ

<部会長>

まず、見直しということに関してご意見いただきたいと思います。各先行事例では4年ということと、それから時代の変化に対応していかなければならない。そのためには変えていかなければならない。この点に関してどのようにお考えでしょうか。

<飯尾委員>

4年というのは、市長とか議員の任期が4年だからなのか？

<部会長>

市長、議員の(任期は)4年ですから、大きく変わるということでしょうし、1, 2年ということでは難しいです。先行事例は4年ですが、生駒市として妥当かどうかを考えていかないといけない。

<飯尾委員>

妥当も何も、議員が4年ごとに変わるから、承認されていても次の方から見直しなさいという意見も出てくるでしょうから、4年ということになっているのでしょうか。

< 安原委員 >

4年以内でも見直ししなくてはいけないものは見直ししなくてはいけない。

< 部会長 >

逆に言うと、4年を超えずに検討しなくてはいけないと捉えることはできるのではないか。4年を超えてそのままいくのはやめておきましょうということですね。

< 上田委員 >

条例を見直すのは大事ですし、議会の改選もあるから見直すことは大事ですが、それを4年を超えない期間ということですが、4年以内で常に考えて、見直していくという制度を作って行って、見直して色々検討した結果、以前のままだいいということであれば、それはそれでいいわけですから、期間をくくり、首長が変わる4年を目途に見ていくというのはいいと思います。ただ、見直した結果で常に変わっていくのは市民としてはしんどいかなと思いますけど、それは検討した結果で、皆さんの民意でよければ変えていくということで、内容的には十分理解できるのでそれでいいと思います。

< 部会長 >

そうしますと、4年を超えない期間ということでした承するという形で進めていきます。例示した文案を反映した形で進めていきたいと思います。

< 荒井委員 >

例示、基本構想案はこれでいいと思いますが、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない、という文言を追加したらいいと思うのですが。

< 部会長 >

荒井委員のほうから意見がありましたかどうか。検討の上に、という文言に荒井委員が言われる文言が含まれるかということだと思います。それと、もう一つ明示してはどうかということだと思いますが。

< 事務局 >

条例の見直しにつきましては、例示につきましては来年度以降のご協議の内容になりますが、今年度は基本構想案につきましては、考え方がいかなものかということについてご議論いただくのですが、荒井委員のご指摘のとおり、検証するための後に市民の意見を聴取しながら、定期的に条例を見直す旨を規定するとう文言にしたらいかがでしょうか。

< 部会長 >

他にご意見ございますでしょうか。

そしたら確認しますけど、例示で示している文案を反映するということと、基本構想案において、なんらかの形で荒井委員のご意見を反映することをご了承いただくということによろしいでしょうか。

そうしましたら、次に情報の共有・公開に進みたいと思います。

## (2)情報共有・公開

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

情報共有・公開について、情報共有する、共有している情報を積極的に公開し、しかも分かりやすくしなければならぬと思いますが、ご意見はいかがでしょう。特にこの

市民がまちづくりに参加する、協働することに関して、情報の共有は大原則になりますので、ここで規定するという事。例示として先行市は色々ありますけど、基本的にこの2点でいけるとは思いますが、他に何かございますでしょうか。

< 荒井委員 >

情報公開についてですが、生駒市は平成9年に情報公開条例を作っていますが、この自治基本条例において情報公開を作ったらダブってくると思うんですが。

< 部会長 >

情報公開条例の場合は、性質を異にするのではないかと思います。というのは、ここで考えているのは積極的に情報を公開するという、ですから情報公開の場合は申請があって、こういうのを見たいなというのがあった時に受動的に対応するものですが、ここで考えているのは色々な情報を発信するという規定だと思うので、かぶることはないかと思います。多少かぶる部分はあるかも知れませんが、ここで考えている公開というのと、情報公開条例とは基本的にスタンスが違ってくると考えます。

< 事務局 >

憲法は抽象的な考え方が多いが、それに基づいて色々な法律がぶら下がっている。市民自治基本構想においても、情報公開していきましょうという中で、情報公開条例もぶら下がっているし。本来であれば、そういうのを先にできて、情報公開条例等を作っていくということになるのですが、先行しているのが多々あります。それは幹事会のなかで、先行できる部分、できる部分は先に作っていけばよいと。条例も並列でなしに、上位の条例もあるし、これが一つの大きな条例という形で、それに基づいて色々な条例がぶら下がる、その一つが情報公開条例です。先行しているところもあるし、これに基づいて後から作っていかないといけない部分もあるし。情報公開

条例は知る権利を保障していくという部分で、比較的狭い部分ですが、これはもっと大きな部分で情報を積極的に共有して公開していく、大きくカバーすることだと思います。

< 部会長 >

ここでわかりやすく提供するというのがポイントだと思います。色々なメディアを使って情報を提供する、公開するというのがここでの主旨です。

< 安原委員 >

ここでの公開は、まちづくりの情報ですね。

< 橋本委員 >

まちづくりの意味が広く、表現があいまいで、他市を見てもまちづくりと書いているのは生野町とニセコ町だけで、あとは行政と書いているのですが、まちづくりとは一体何なんですかね。

< 部会長 >

まちづくりという言葉はあいまいですね。

< 安原委員 >

まちづくりはこれ、これ、これと大枠があった方がわかりやすい。大きなまちづくりだけであれば、大きな範囲ですね。

< 部会長 >

すべての情報を公開していいかということが出てきますから、何らかの形で規制を、

決め手がまちづくりかどうかというところだと思いますが、その点、行政活動という  
ほうが明確で、まちづくりという方があいまいなところが含まれてきますね。

< 事務局 >

他部会でもそういう議論がありまして、分かっているようで分かっていない部分がありまして、後で議論しようということになりました。

< 橋本委員 >

市政ということで、市の行政ということでないのですね。

< 部会長 >

市の行政だけでは狭すぎると思います。ですから、例えば生駒市のホームページを見れば色々な情報が提供されていますから、それでいいとなってしまいますので、もう少し踏み込んだところの情報を公開するというところまで。

まちづくりはやっかいな問題ですね。少なくとも共有すべき情報は限らなければならないということで考えていきたいと思います。というのは、最後になると、提供すべき情報というのは選択に迷う。そのときの枠のかけ方として、まちづくりという形で、広報広聴部会としてはまちづくりということにしておいて、まちづくりとは何かとは、他部会の結論を待ちながら、問題を解決していこうかなと思います。

< 飯尾委員 >

今は片一方で個人情報保護が非常に言われている。生駒市でも個人情報を持っている。ですから、公開の時も部会長がおっしゃるように、その片一方であるし、あまり広げすぎると個人情報がぼろぼろ出てくることも片一方あります。非常に微妙な問題で、個人のプライバシーがぼろぼろになってしまう。かといってそれを全部抑えてお

けばよいということでもない。非常にバランスが難しい問題だと思います。

< 部会長 >

共有すべき情報はどこまでかということですが、人によって微妙に違うであろうし、それをどこまで共通認識として持てるかどうか、というのはこの部会では荷が重い。

< 事務局 >

基本条例は一般法、一般的な考え方を決める。個人情報というのは国で言う特別法ですが、その一般法の中でこういう考え方ですが、特別にこの部分は除外しますよ、それが個人情報保護条例とかは特別法という形になってくると思います。ですから、一般法と特別法という考え方から、基本条例が全体にかかる、理念を語る条例になると思います。

< 部会長 >

精神として、基本的には情報は共有すること、そして共有し得た情報はわかりやすく公開しましょうということを基本原則として考えておきましょう。

< 橋本委員 >

公開は知らせる、提供は言われたら出す、そこで始めて共有が成り立つから、これでいいと思います。

< 部会長 >

そしたら、ご了承いただいたものとしませう。それでは、次に進みたいと思います。



### (3)情報共有制度

<事務局> 検討資料読み上げ

<部会長>

ここでは、情報共有を具体的にどう担保するかというところの項目になってきますが、例示に関して何かご意見ありますでしょうか。

<荒井委員>

例示、基本構想案でいいと思いますが、共有と公開がなされているかチェックされている体制を整備する必要があるのではないかと思います。それと、議題からはずれませんが、情報共有制度については、雪印乳業という会社がありますが、企業倫理について社員が50名単位で月1回勉強会を開いています。市も月1回、法令とか倫理とかを勉強し、議論するようなことをやって、そしたら知らない情報とかいろいろ出てくるので勉強になると思います。また内部告発制度を作ってもいいと思います。情報共有制度の手段としてご参考までに。

<部会長>

荒井委員のご意見は重要でして、チェック体制を整えたらということですが。

<事務局>

6月の議会でコンプライアンス条例が可決されまして、9月にそれを施行するための規則を、条例で内部告発も含めてですけど、行政がきちんと運営されているかどうかをチェックする法令遵守委員会の委員も議会を経て決まる。そういう体制が整って、コンプライアンス条例が軌道に乗る形になっています。

< 部会長 >

ここでは、仕組みや体制を整備するだけでなく、具体的なシステムを作るということですが、その点につきましては了承いただけますでしょうか。市民がまちづくりに関して必要と考えた情報を、必要なときやれるというシステムを作る、またそれに提供できるシステムを作るということをご確認いただけたらと思います。

< 飯尾委員 >

いつでも提供できる仕組みや体制を整備し、それが正常に機能しているかどうかをどこかで謳えばいいと思います。

< 部会長 >

システムを作るだけでなく、機能しているかのチェックということも加えたらどうかということですね。

< 橋本委員 >

その時々为社会情勢や経済情勢に応じて積極的に収集するばかりでなく、というのは入らないのでは。

< 部会長 >

ここではむしろ、社会環境の変化にも対応できるようなということだと思いますが。

< 橋本委員 >

この文言は入りますか。社会情勢や経済情勢だけでなく、他の情勢もあるでしょうし。

< 部会長 >

おっしゃているのは情報が限定されてしまうのではないかという恐れと、文化とか色々な情報があるので、それを含んだらいいのではないかということですね。

< 飯尾委員 >

まちづくりに関する情報は、積極的に収集するばかりでなく、とした方がいいのでは。

< 部会長 >

整理しますと、この文言によって情報が限定されてしまうということが問題ということだと思いますが、少し広範にしておこうということによろしいでしょうか。

< 事務局 >

そうしましたら、その時々为社会情勢や経済情勢に応じてという文言をとったらよいでしょうか。

< 部会長 >

そうですね、その方がすっきりしますね。収集、提供できるということの方に力点がありますので。

ということで、先ほど言ったチェック体制のことも含めまして、文言として組み入れるということによろしいでしょうか。

そしたら、次に進みましょうか。

#### (4)情報への権利

<事務局> 検討資料読み上げ

<部会長>

ここでは、情報の共有のことを言いましたけど、その権利を保障することを規定していると思います。ここで先行都市の例を見ますと、ある程度限定しているのと、できるかぎり広範に情報提供しようとしているのことがあると思います。例えば、多摩市は市議会及び市の執行機関の保有する情報とある程度限定しています。もう一方では法令で定められている以外はこの形、より広い形があります。生駒市の例示としては広いほうを取りまして、法令により制限される場合を除いて、という形になっていますが、皆さんご意見ありますでしょうか。

この例示の場合、例えば行政活動、市議会など全部含まれますから。他に何か含むものはありますでしょうか。ここでは情報のアクセスに対して一般的、基本的な拒否できないという規定になると思います。拒否できないことを保障しますよということになります。この項目でよろしいでしょうか。

そうしましたら、例示及び基本構想案は了承し、確認したとうことでよろしいでしょうか。

そうしますと、第2の案件に移ります。広報広聴部会の役割としてシンポジウムを開催するのですが、どういう枠組みでシンポジウムをしていったらいいのか、ということを含めていかないといけないと思います。今手元にありますが、参考としまして、平成16年に市民自治検討委員会設立準備委員会が「生駒の市民自治を考えるシンポジウム」を開催しましたが、これを参考にしながら、まずは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

<事務局>

それでは、案件2のシンポジウムの開催について御説明いたします。

シンポジウム実施要綱（案）及び参考資料をお願いいたします。

まず、参考資料の「生駒の市民自治を考えるシンポジウム」概要を御覧下さい。

平成16年9月に中央公民館で「21世紀の生駒流住民自治を考える」をテーマに当時の生駒市市民自治検討委員会設立準備会の主催で開催いたしましたもので、187名の参加がございました。

内容といたしましては、1ページ目の1-1で先ず主催者を代表いたしまして、準備会会長の中川先生からのあいさつ、1-2で来賓の生駒市長のあいさつの後、2として元箕面市長の橋本卓氏により「箕面市における政策理念条例～制定への考え方と課題」と題した基調講演を行っていただきました。

その後、休憩をはさみまして、2ページ目の3で準備会会長の中川先生をコーディネーターとし、講師の橋本氏とともに準備会委員をパネリストとして、21世紀の生駒流住民自治を考えるをテーマとしたパネルディスカッションを行ったところでございます。

本日は、この実績を踏まえていただきながら、シンポジウム実施の骨格となります資料のシンポジウム実施要綱（案）について、シンポジウムタイトルをはじめ、(1)の目的から(7)の内容までの各項目について、協議、決定願いたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、もう一つの参考資料につきましては、平成16年9月のシンポジウムにおいて、当日配布いたしましたレジュメでございまして、説明は省略させていただきます。

案件2のシンポジウムの開催についての説明は以上でございます。

<部会長>

先程も申しましたが、シンポジウムを企画・開催しなければなりませんので、どう

いう枠組み、シナリオで作っていったらいいのかを考えていかないといけません。事務局から説明ありましたように7項目ありますが、それはよろしいでしょうか。

それでは、まず目的ということで説明をお願いします。

<事務局> 配布資料読み上げ

<部会長>

今、目的ということで読んで頂きましたが、これでよろしいでしょうか。

ここでは、啓発・意識改革、現在の状況の説明の報告をするため、シンポジウムを行うということですが、目的はこれでよろしいでしょうか。

<橋本委員>

目的の文言はこれでいいと思いますが、「生駒の市民自治を考えるシンポジウム」となっていますが、は平成16年ということでしょうか。また、  
、  
、  
というシリーズとなっていくのか、その全体構想はどうなっているのかをお聴きしたい。従って、で市民の方に知って頂きたいことは何かということの次のテーマで申し上げようと思ったのですが、その時に基本構想案が12月8日に何が出来ていて、そのうちの何が言いたいのかを例示しておかないと、(2)~(7)までの意見を述べられないと思います。

<部会長>

まずは、シンポジウムはシリーズかどうかということですが、この市民自治検討委員会が展開される中で、それに応じた形でシンポジウム開いていく、検討委員会としては最初で、準備会としては前にありまして、今回がパート となっていますが、これからの取り組みの課題だと思います。私としましては、これを第1回目としてこれ

から色々展開していく、例えば、条文化していく、更にステップアップして展開していきますので、それに応じた形で情報の共有・公開・提供していく、その精神をあらわしていかなければならないということで、シンポジウムを考えております。

事務局としては今後の展開はどうでしょうか。

<事務局>

状況を踏まえながら、皆様のご意見を頂きながら、とりあえず1回させていただこうと考えております。

<荒井委員>

今年の4月以降、市民と行政の溝が深まっている。その中でどうしていったらいいかという、シンポジウムのテーマを決めて、理想から言うと、小学校区でやるのが理想で、継続してやらないと仏作って魂入れずになってしまう。ですから、ここで決めるのは大変だと思いますが、他にいい方法は見つからないと思います。

<部会長>

まずは、ひとつの位置づけとして12月8日の日程からいいますと、中間報告的なシンポジウムになると思います。

<橋本委員>

何か見せられるものができるのでしょうかね。

<事務局>

スケジュール案からいきますと12月では基本構想案はまだできていないです。

< 橋本委員 >

何をするんですかね。

< 事務局 >

例えば、生駒のまちづくりはどういうことが必要なのか、そのためにこの基本構想はどういったことを想定していかなければならないのか、そういったことを市民も含めて、パネリストも含めて考えていく。また委員だけでなく一般のご参加いただく市民にもまちづくりをわかっていただく、こういう基本構想を作ってまちづくりを進めていくという機運を高めていく、それで3月位に基本構想案の策定を行い、公表していくというスケジュールを決めて頂いていると思いますが、それに基づいて12月に啓発の意味も含めシンポジウムの目的としております。

< 橋本委員 >

今、話を伺っていると16年の内容と変わらない。ここまで進めましたよという何か、中間報告でいいと思うのですが、何かを出さないと。資料の2ページ目に書いてある、「これからの市民と行政の参画・協働のあり方」～先進事例を踏まえて～は1回目と同じですよ。基調公演は中川会長か、そういう方に先進事例はもういいので。

< 事務局 >

そういうことも含めて今日ご議論いただきたい、あくまでこれは案ですので。

< 部会長 >

ここでは、生駒市としての方向性をどう出そうとしているのか、それに対してどれだけ具体的に考えられるのかという形、生駒市を前面に出した方が、啓発の意味も含めて効果があるのではないかと思います。



< 橋本委員 >

否定的な意見を言って申し訳ないですが、シンポジウムとかタウンミーティングはみんな失敗していますから、失敗するはずなんです。非常によくしゃべる人が自己満足を強調する人ばかりが出てきて、この前の187人もどんな人が出てきていたかわかりませんが。冷やかしてみたいなこと言って申し訳ないですが。あんまり意味の無いシンポジウムをやってもお金の無駄で意味が無い。

< 部会長 >

そうしますと、基本的には市民が一番何を望んでいるのか、どういう情報を得たいと望んでいるのか、ということに対応した形でシンポジウムをやっていかない限り、言いたい人だけが言う形になってしまうと思います。これは前回シンポジウムに参加した方の意見をお聴きして、そういう部分があることは否定できません。ですから、その轍を踏まない形でやっていくにはどうしたらいいでしょうか。

< 飯尾委員 >

本当にやるのであれば、荒井委員がおっしゃたように、委員が手分けして各自治会の役員会等に出席させて頂いて、骨子だけでも持っていてこういうことをやっていますよ位のことをやらないと、結局シンポジウムやっても来たい人しか来ないと思います。

< 部会長 >

まず、シンポジウムを開くための準備というか情報を提供してみて、広範な意見が出るような、シンポジウムにするための準備を充実させておかないといけないのではないかというご意見だと思うのですが、自治会とか小学校区とかの単位で、ここで議論されている情報がある程度流し、参加してもらおう手立てをやらないと駄目でないか

というご意見ですが。実際12月8日というのを考えたときに、そういうのが一つ、それまでの積み上げをやったときに12月8日でもいいのかという問題も出てきます。

< 橋本委員 >

幹事会で12月8日と決めたと思うのですが、そのときには何をするというので12月8日と決めたのかお聴きしたい。

< 部会長 >

シンポジウムをするため、これとこれが条件ということは議論していませんでした。啓発ということを重要なファクターとして考えていました。

< 橋本委員 >

それはよくわかりますが、何を啓発するのかをはっきりしないとせっかくのシンポジウムの意味がなさなくなると思います。

< 上田委員 >

小さい範囲で啓発とかはよく分かりますが、なにも関わっていない市民が大半だと思います。3年前のシンポジウムの時には検討委員会を作っていくという話があったと思いますが、それから3年間の間に検討を重ねて、検討委員会ができて、条例とか色んなことを議論、検討して、中間報告を兼ねての市民の啓発は漠然とした方が、入っていきやすいと思います。主婦としては。漠然とした中で聞いて次のステップで考える、色んな意見を聴くというのは、素地のない人にとってはいいのかなと思います。来られる人はそういう人達が大半だと思いますので。その形の中で、やっている最中なので、皆の意見を言っていただくと修正が可能ということが出てきますので、時期的には漠然としているのは駄目ですが、これでいけるのではないかと思います。その中

で内容の説明をきちんとし、この項目はこういうことですよということを言って、前後1ヶ月位は意見くださいということであれば、意味のあることだと思います。

< 荒井委員 >

大事な議案ですが、話をしていたら半日かかりますので、改めて機会をもうけて話をしたらどうでしょうか。

< 春見委員 >

前回シンポジウムから今回までの間で、まだ決まったことは無い状況の中で、決定事項でないことは市民の皆さんに発表できないですよ。例えば決定事項でないことを発表することによって、またひっくり返って、また変わったかということもありますよね。

< 上田委員 >

経過事項は言わないといけないのではないのでしょうか。

< 部会長 >

それともう一つ、前のシンポジウムは設立準備委員会で、今は検討委員会が発足したという意味では、一步踏み出したことになるとは思いますが。3年前のときは検討委員会も作るべきかどうかも含めて議論していて、それから検討委員会をしようということで委員会ができました。そういうことでは、3年の発展として、今後検討委員会で具体的に考えていこう、そして条例の制定に向けていこうという所の確認は出来ていますね。その意味で中間報告という言葉が適当なのか、また確認事項の報告は非常に少ないというのは確かだと思います。

< 春見委員 >

市民の方々にこういうことをやっていますという浸透を図る形なのか、前のシンポジウムの目的に書いてあることを検討して、今どういうことをやっていることを言わないといけないのか、その中で過程としてはこういう説明になると思いますが、ただ、それを自治会単位で浸透を図っていくのは手段としては非常にいいと思うのですが、時間的に12月8日で正しいのかというのも考えないといけないのではないかと。であるならば、浸透させるためのシンポジウムであれば12月8日でいいと思いますが、中間報告的なものであれば、厳しいのではないかと思います。

< 事務局 >

この委員会が条例を作るだけのものでは、もっと短期間でいけるのですが、期間をとって3年間をかけたのは、市民のみなさん、委員も含めて市民自治のあり方を勉強しながら、機運を高めながらというのが目的で、その一環としてシンポジウムを開催するものと考えています。

< 部会長 >

啓発浸透ということを念頭に入れて、次のさらにもっと進化させていくということかどうかと思いますが。そうすると、12月8日に啓発・浸透を主眼においてするのはどうでしょうか。

もう一つは3年前はほとんど知らないことは事実でありまして、これが進んでいることも知らないということも考えなくてはいけない。まずは、啓発・浸透が大事ですが、これから何をするかというのを決めていかなければならないのですが、まずは12月8日は啓発・浸透を主眼において、できるだけ多くの人に知ってもらうためのシンポジウムを開くということによろしいでしょうか。今度は、その枠の中に何をどういうふうに入れるかということですが、今日は時間が迫っておりますので、ペンディン

グとさせていただきます。

そうしますと、一番大きな目的とテーマがペンディングになりましたが、シンポジウムにて啓発・浸透するということをご了承いただけますでしょうか。

< 飯尾委員 >

シンポジウムの中味はここでやるのでしょうか。きちんと中味を決めていないと、結局なんとなく終わってしまったということにもなりかねないので、当部会でやるのであれば、早急に会議をやらないといけないのでないか。ある程度は早い段階でやっていかないと。場所、日を押さえて、後は中味ですよ。

< 池田委員 >

日程は幹事会で決めたと思いますので、もう一度事務局も交えて幹事会で検討してはどうでしょうか。

< 部会長 >

今日頂いたご意見を事務局と相談して、中味等を検討していきたいと思います。その他何かありますでしょうか。また協議した結果、皆様にお集まりいただくこともあるかと思いますが、そのときはよろしく願いいたします。